

身体拘束廃止に向けた指針

令和6年4月1日より施行

ヘルパーステーションばれっと

1. 基本理念

①人権の尊重と自由の保障

- 利用者の人権と尊厳を最優先に、身体拘束はあくまで最終手段であるべきであり、常に身体的自由を尊重する。身体拘束を廃止し、利用者一人ひとりに応じた適切な支援を提供する。

②身体拘束廃止の目標

- 身体拘束を可能な限り回避し、もし使用する必要がある場合には、その時間を最小限に留め、速やかに解除することを目指す。

2. 身体拘束の定義とその使用制限

①身体拘束の定義

- 身体拘束とは、利用者の自由な身体の動きを不必要に制限する行為を指す。例えば、ベッドに固定する、手足を縛る、身体的な抑制を強制することがこれに含まれる。

②身体拘束の使用制限

- 身体拘束は、以下の場合において最終手段としてのみ使用されるべきである。

- 利用者の命や他者の安全を守るために緊急かつ不可避の状況である場合
- 代替的な支援策や手段を講じても効果が見込めない場合
- 身体拘束の使用後は速やかに解除し、その理由について文書で説明することが求められる。

3. 身体拘束廃止に向けた基本的な施策

①リスクアセスメントの実施

- 利用者一人ひとりに対し、身体拘束を避けるためのリスクアセスメントを行い、その結果を基に個別ケアプランを作成する。これにより、事前にリスクを把握し、早期の対応が可能となる。

②代替的な支援方法の積極的導入

- 身体拘束を避けるため、以下のような代替支援方法を積極的に採用する。

- 環境整備（家具の配置変更、転倒防止策）
- 見守りや監視カメラの設置
- 利用者に対するリラックス法やコミュニケーション技術の導入
- 介助技術の向上や職員間での連携強化

③スタッフの教育と研修

- スタッフが身体拘束廃止に向けた意識を持ち、代替的な支援方法を実践できるようにするために、定期的に研修や教育を実施する。研修内容には、身体拘束の影響やリスク、代替的な支援方法、コミュニケーション技術などを含める。

4. 身体拘束を行う場合の手順

①最終手段としての使用

- ・身体拘束はあくまで最終手段として使用する。身体拘束を行う前に、代替手段が全て試され、効果がないことが確認されていることが前提である。

②使用の決定と記録

- ・身体拘束の使用については、責任あるスタッフがその必要性を確認した上で決定し、その理由と使用時間、解除のタイミングについては必ず文書で記録し、上司への報告を行う。

③利用者と家族への説明

- ・身体拘束を行う際には、利用者やその家族に対して、その理由や解除の計画について適切に説明を行い、同意を得るよう努める。
-

5. 身体拘束廃止の推進体制

①施設内のリーダーシップの強化

- ・身体拘束廃止に向けた取り組みは、施設長をはじめとするリーダー層の強い意志と指導力に基づいて推進されるべきである。リーダーシップを通じて、施設全体で意識改革を行い、身体拘束の廃止を組織文化として根付かせる。

②多職種チームの編成

- ・身体拘束を廃止するためには、医師、看護師、介護職員、心理職など、多職種が連携し、利用者の状態に応じた適切なケアを提供することが不可欠である。定期的なチームミーティングを行い、情報共有や問題解決に取り組む。
-

6. 身体拘束廃止後のフォローアップと評価

①身体拘束廃止後のフォローアップ

- ・身体拘束を解除した後も、利用者の状態を継続的にモニタリングし、必要に応じて支援方法を見直す利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、適切なサポートを続ける。

②定期的な評価と改善

- ・身体拘束廃止に向けた取り組みを定期的に評価し、その結果をもとに改善策を講じる。評価は、職員の意識調査や利用者のアンケート、監査結果などを活用し、施設内で共有して改善に繋げる。
-

7. 外部監査と透明性の確保

①外部評価機関の活用

- ・身体拘束廃止の進捗状況については、外部の専門機関による監査を受け、その結果に基づき改善を行う。また、施設内外の関係者に対して、進捗状況を定期的に公開し、透明性を確保する。
-

終わりに

身体拘束廃止に向けた取り組みは、施設全体での意識改革と具体的な実践が求められます。これにより、利用者一人ひとりの尊厳を守り、安全で快適な生活を提供することが可能となります。厚労省の指針を基にし各施設が実情に応じて適切な方法を導入し、身体拘束廃止に向けて着実に進んでいくことが大切です。